

統計相談所

統計に關し疑
問なり又は不
明な点があり
ましたら、
まじらドシ
御問合せ
下さい。誌上
にて町誌にお
答へ致します

農家調査質疑應答

(第一輯)

■調査の範圍

- 一問 耕作面積の合計が一畝歩未満のものをも調査を要するや若し調査を要せずとせば耕作面積の記入は如何にすべきや
答 耕作面積の合計が一畝歩未満のものは農家として調査を要せず
- 二問 東京市在住の某氏が北海道に於て農場を所有し其の經營、管理を擧げて管理人に委任し居れる場合の取扱如何
答 右例示の如き場合に於ては兩者共に調査を要せず
- 三問 都會近郊等に於て俸給生活者等が趣味、保健等の爲に土地を耕作し又は家禽

等を飼養する場合は農家として調査を要するや
答 例示の如く其の目的が生計の維持に非ざるものは調査を要せず

- 四問 農事試験場に勤務し常に當試験場の耕地に於て耕作に従事するものと雖も自家に於て農業を営まざる限り農家として調査を要せずと解し差支なきや
答 御見解の通
- 五問 世帯主が出征中の爲田畑の耕作は部落の勤勞奉仕班の手によりて行ひ居る如き世帯も農家として調査すべきや
答 御見解の通
- 六問 通勤の作男を置いて自家の農業の耕作等を行はしめ家人は殆んど農作業に従事せざる場合の取扱如何

■調査事項 專業兼業別

- 一問 農家の世帯員中に名譽職村長又は名譽職助役あるときは之を兼業農家として取扱ふべきや
答 右例示の如き場合は兼業農家となさず但有給村長又は有給助役ある場合は兼業農家とす
- 二問 小作料、恩給、其他配當、利子等によりて充分生活し得る世帯が片手間に小規模の農業を営む場合は專業、兼業の何れとすべきや
答 右例示の如く地主、恩給又は利子生活者等が片手間に農業を営む場合に於ては其の農業の目的が趣味、保健等に

ありと認めらるゝものは調査を要せざるも、然らざる場合に於ては農業を従とする兼業農家として取扱ふべきものとす

- 三問 農家の子女が製絲工場の女工として工場の寄宿舎に入りて送金ありたる場合は該農家は專業兼業何れとなすべきや
答 右例示の如き場合は該子女が世帯員ならざるが故に兼業農家とせずして專業農家として取扱ふべきものとす
- 四問 農家の世帯員中出稼する者ある場合は如何に取扱ふべきものなりや
答 年々一定時期に出稼に行く者ある農家に就ては九月一日に現に出稼中なると否とを問はず兼業農家とし、兼業の種別は出稼先の出稼者の業の種別に依る

- 五問 農家が製絲業者の委託を受け座繰生絲の賃びきをなせる場合は如何に取扱ふべきものなりや
答 右例示の如き農家は兼業農家とし其の兼業の種別は工業とす
- 六問 農家が菓子製品を製造し居る場合は工業を兼ねる兼業農家とすべきや

答主として自家に於て生産したる薬を以て薬品の製造をなす農家は專業農家とすべきも、自家生産の薬以外に更に薬を購入して薬品の製造をなすものは工業を兼ねる兼業農家とす

- 七問 自家生産の大根を以て大規模に澤庵の製造販賣を業とするものあるも右は農業の製造と看て之を專業農家となすべきや
答 原料たる大根を他より購入することなくして澤庵製造をなすものは其の規模の如何を問はず之を專業農家として取扱ふべきものとす
- 八問 農業的林業と純然たる林業とを區別すべき標準を何處に置くべき
答 農家が主として自家用の柴草、薪炭及農業用の器具材料を得、若くは自家の建築修繕等の目的を以て山林を所有する場合は之を農業的林業となすべきも右以外の林木の育成、造林用苗木の育成、竹林の育成又は薪炭其の他の林産物の生産を目的とする業は之を純然たる林業とす

農家に於て植林、下刈、山巡り、伐

三九

- 答 例示の如く作男を置いて農作業を行はしむる世帯も之を農家として調査すべし
- 七問 盆栽の栽培家は農家として取扱ふべきや
答 耕地に於て盆栽を植栽する業とする場合は之を農家として取扱ふべきものとす

- 木、運搬等の林業の各種作業に従事する場合は雇傭労働として取扱ふべきものとす
- 九問 山村に於ける農家が地元の有林から薪炭材の拂下げを受けて木炭を製造し居る場合は專業農家なりや又は林業を兼ねる兼業農家なりや
答 右例示の如き場合に於て其の目的が自家消費にあるときは之を專業農家とし然らざる場合は林業を兼ねる兼業農家とす

■兼業農家の兼業の種別

- 一問 植林、下刈、伐木等の山林林業の請負を業とするものは之を林業となすべきや
答 右例示の如く請負を業とするものは其の他として取扱ふべし
- 二問 農家に於て水産製造を営む場合は工業を兼ねるものとなすべきや水産業を兼ねるものとなすべきや
答 主として自家の漁獲物を以て製造加工に充つる場合は其の製造加工は漁業に附随したるものと看做し一括し水産

業として取扱ひ斯る農家は水産業を兼ねる兼業農家とすべきも、専ら漁獲物を購入して水産製造をなす農家は之を工業を兼ねる兼業農家とす

三問 農家が製鹽業を兼ねる場合は如何に取扱ふべきものなりや

答 製鹽業を兼ねる農家は工業を兼ねる兼業農家とす

四問 漁業に於て漁船、漁具を提供する者は總て水産業なりや

答 單に漁船又は漁具を提供するのみにして當該漁撈の主宰經營にも參畫せず且實際の漁撈に勞務をも提供せざるものは水産業とせず其の他として取扱ふべし

五問 村役場、小學校、組合事務所等の小使、給仕は雇傭勞働として取扱ふべきものなりや

答 御見解の通

農業の種類

一問 桑園の經營は耕種なりや

答 自家の養蠶に必要な程度桑園の經營は養蠶の一部作業と看做し耕種と

尙割合の計算は如何になすべきや

答 右の場合の如く十五歩未満を切捨たる時は全然該當事實なきものと同様に取扱ひ當該欄は「印」を付すること

三問 温室、温床經營に就ては耕作面積は如何に取扱ふべきや

答 温室、温床の面積を以て耕作面積とすべし

調査の手續

一問 調査員が調査事項の全部を知悉し居ると稱する場合に於ても農家に就き一々聴取、若しくは他の資料に據るべきことを強要する必要ありや

答 調査上の繁雜を嫌ひ其の手續を省略する爲に想像に依り記入することなき様注意指導ありたし

農家調査質疑應答

(第二輯)

調査の範圍

一問 毎年田畑僅かに一段歩内外を經營する自作農家が昭和十三年に於ては病氣應

看ざるも、桑を販賣する目的を以て桑園を經營する場合は耕種として取扱ふべし

二問 養蠶又は養畜をなす農家が桑園又は飼料畑以外に極めて僅少の耕地に自家用蔬菜を栽培する如き場合に於ても斯る農家は之を養蠶若しくは養畜と耕種とを兼ねる農家と看すべきや

答 右例示の如き場合は養蠶若しくは養畜のみを營む農家と看做すべきものとす

三問 耕種をなす農家が養蠶又は養畜を營み其の必要なる桑又は飼料の全部を他から購入せる場合に於ても當該農家は養蠶又は養畜を兼ね營むものと看て差支なきや

答 御見解の通

四問 農家が牛を飼育し現に耕作に使用し居る場合に於ても將來肉用牛として販賣せむとする場合に於ては當該農家は養畜を兼ねる農家と看て差支なきや

答 右例示の如きは牛の飼養が専ら農耕の目的のみにあらざるを以て當該農家は養畜を兼ねるものと看て差支なし

召 其の他の家庭の事情に依り(耕作するの意志あり)之を全然耕作することを得ざりし場合に於ても本來の家業たる農業を廢止したるにあらざる限り依然耕種農家と看て調査を要すべく思考せらるゝが如何

答 御見解の通

二問 左の場合に於ける取扱方如何

(イ)本年或期間養畜をなしたるものが都合に依り之を休止し居り將來に於ては養畜をなすや否や不明なる場合は九月一日現在の狀況に依り調査すべきものなりや

(ロ)右の者若し將來養畜をなすこと明なるものは九月一日當時に於て其の事實なしとするも依然養畜を營むものとして取扱ひ可然哉

(ハ)本年或期間養畜をなしたる者が現在に都合に依り休止せるも廢業したるにあらざる限り假令九月一日現在に於ては養畜をなさずとも右の事實に依り養畜を營むものと看て差支なきや

答 (イ)調査を要せず (ロ)養畜を營むものと看て差支なし (ハ)右ロに同じ

五問 農家が他人の委託を受けて牛、馬、豚等の飼育をなす場合に於て當該農家は養畜をも營むものとすべきや

答 委託を受けて家畜の飼育をなす場合現に家畜を飼育中のものは勿論假令九月一日には家畜の飼育なきも當該農家に於て毎年一定期間委託を受けて家畜の飼育をなすこと明なるものは之を養畜をも營むものとして取扱ふべし

耕作面積

一問 耕作面積欄の記入に當り自作兼小作農家の場合に於て自作地、小作地及合計の各欄を各々別個に切上げ又は切捨をなすときは内譯と合計と一致せざる場合を生ずるも差支なきや

答 耕作面積欄に於ては先づ自作地及小作地の面積に於て切上げ切捨を行ひ、合計欄は右の切上げ切捨を行ひたるもの、合計を記入すべし

二問 自作地及小作地の兩者を耕作する農家にしてその中の何れかの面積が十五歩未満の場合に於て之を切捨たる時は當該欄は「印」とすべきや○印とすべきや

三問 養畜のみを營むものが探草地毎年手入れを行ふのみより飼料を得て養畜を經營する場合は農家として調査し可然哉

答 例示の如き場合に於て其の探草地を耕地と看做はざる限り當該養畜を營むものは調査を要せず

四問 前問の如きものが傍ら僅少(一畝歩以上)の土地に自家用の蔬菜を栽培する場合は土地を耕作するものとして農家に調査すべきものなりや

斯る場合は勿論養畜のみを營む農家として調査し可然哉

答 例示の如き場合僅少(一畝歩以上)の土地に自家用蔬菜を栽培することが耕種を營むものと看得る場合に於ては右は調査を要す此の場合右農家は養畜と耕種の兩者を營むものとして取扱ふべし

損益計算に於て經營するものに非ざるを以て何れも本調査に於ける農家と其の本質を異にするを以て調査箇所外となしたるものなり

六問 牛乳屋(自ら若干の飼料を栽培す)に於て自ら搾乳して之を共同處理場を通し販賣するものゝ如きは養畜を營むものと解し差支なきや

答 例示の如き牛乳屋と雖も自ら飼料を栽培する限り養畜を營む農家として之を調査す

七問 現行農林省統計報告規則に依り調査しつゝある製茶、蠶絲類、眞綿、天蠶絲及柞蠶絲、蠶網、菓製品、屠殺、乳肉製品及罐詰等の生産を業とするものにして自己の收穫物を加工又は製造するにあらざるものは總て純然たる工業者として取扱ふべきや

答 御見解の通

八問 温室内に於て鉢植栽培のみをなすものあり耕種農家なりや

答 農家調査質疑應答集第一輯に依り御了知相成度

九問 農家が洋芋栽培をも營む場合如何に

家と甚だしく均衡を失するを以て斯の種世帯は特に兼業農家として取扱ふべき旨指示したるものなれば右は嚴格に解釋し照會の如き場合に擴張すべきものに非ず

二問 耕種農家が勞力不足等の關係に依り昭和十三年中偶々一回も蠶を飼育することを得ざりし農家ありと雖も右農家は桑園を經營し養蠶をなすを常態とする場合は養蠶を兼ね營む農家と見て差支なきや將亦昭和十三年の事實に依り決定すべきものなりや

三問 養蠶を兼ね營む農家と見て差支なし農家の副業として毎年一定時期に於て自家生産の原料を以てする凍豆腐、紙漉、座繰糸、葡萄酒、味噌、特油、ジャム等の製造販賣を爲すものは農家調査質疑應答集第一輯專業兼業別(六)、(七)問に準じ何れも農業的製造と見て差支なきや

答 御見解の通

四問 商家の子弟二人共同經營を以て果樹栽培を爲す場合の如きは其の各所屬する世帯を夫々商業にして農業を兼ねるもの

取扱ふべきや

答 右の洋芋栽培は農業的なるものと見做し右農家を專業農家として取扱ふものとす

洋芋栽培のみを業とするものは之を農家とせず

一〇問 竹栽培を行ふものは農家と爲すべきや

答 耕地と見做し得べき個所に於て竹の栽培を行ふものは之を農家として取扱ふものとす

一一問 俸給生活者、僧侶等が如二畝歩程を耕作する場合右の目的は趣味、保健等の爲に栽培する者は極めて尠く何れも野菜類を購入する經費を除く爲にして即ち生計の手段として栽培するものとも解せらるる斯る場合の取扱方如何

答 例示の如き場合に於て耕作の目的が野菜類購入費の除去乃至節約に在りとするも之のみを以て生計の手段と見做すを得ず

生計の手段なりや否やは其の世帯に於ける右耕地の耕作状況が他の農家の耕作状況に比して如何なる状態に在りや

と見て差支なきや

答 御見解の通

五問 質疑應答集(第一輯) 調査事項專業兼業別 第六問に依り取扱ふときは例へば三段歩の田畑を耕作する農家が冬期の農閑期のみ菓製品の製造をなし其の價額は僅に三、四十四にして自家生産の薬以外に更に他より薬を購入して製造することゝなるも斯る場合に於ける取扱は農家が農業的の製造の一部を行ふものとして專業農家として調査するを適當とせざるや

答 右例示の如き場合は主として購入薬を以て原料と爲すにあらざるものなるを以て御見解の通り工業を兼ねるものと見做さず

六問 農家にして自家産原料を用ひて黄八丈、ホームズパン等迄も製造する場合兼業農家となすや專業農家となすや

答 其の製品が黄八丈、ホームズパン等の如きものと雖も自家産原料を用ひて之が製造を爲す場合は專業農家として取扱ふものとす

又其の耕作に依る收穫物の其の世帯の家計に對する寄與の程度等各般の事情を綜合して之を判断すべきものにして單に其の面積のみを以て斷定することを得ず

調査事項(專業兼業別)

一問 質疑應答集第一輯調査事項專業兼業別第二問に依り小作料恩給其の他配當利子等に依り充分生活し得る世帯が片手間に小規模の農業を營む場合は農業を従とする兼業農家として取扱ふべき旨御指示有之候處農業世帯の生計が常時主として農業に依存するも小作料、恩給其の他配當利子等の収入も若干ある世帯は之れを農業を主とする兼業農家として調査すべきや以上の如く取扱ふ場合專業農家戸數は極端に減少すべしと思料するも差支なきや

答 「小作料、恩給其の他配當利子等」に依り収入を得る場合を以て業を營むものと做し得ざるべきも質疑應答集第一輯調査事項專業兼業別第二問設例の世帯を以て專業農家となすは他の專業農

兼業農家の兼業の種類

一問 本縣の農家中には農業の片手間に帽子製造業者より材料の提供を受け自宅に於て帽子の賃編を爲し生計の一部を維持する者多數あり右は兼業農家の兼業の種類は其他に調査差支なきや

答 例示の場合は兼業の種類を工業とする二問 農家調査票中「兼業農家の兼業の種類」に於て林業、水産業、工業、商業の業態の分類は昭和五年内閣訓令第三號の産業分類及職業分類の例に倣ひ分類すべきや、又農家調査質疑應答集第一輯「兼業農家の兼業の種類」五問「雇傭労働」の取扱方に依れば村役場、小學校等の小使給仕は雇傭労働者として取扱ふとあり然るに調査要綱記載に依れば其の他に屬するものと説明せられ取扱二様に解せらるゝが如何

答(イ)農家調査に於ける林業、水産業、工業、商業の取扱方に就きては調査要綱、質疑應答等に依りても了解せらるゝ通り昭和五年内閣訓令第三號の産業及職業分類と其の取扱の趣旨を異にす

るもの多々あるも右以外の點に就きては特に指示せざる限り右産業分類の例に倣ふものとす(ロ)本調査に於ける雇傭労働には獨り林業、水産業、鑛業工業、交通業等の總ての生産事業に職工、労働者等として主として肉体的労働に従事する爲雇傭せられたるもののみならず其の他の方面に對しても肉体的勞務の提供者として例へば村役場、小學校等の小使、給仕の如きものとして雇はるゝ場合をも總て之を含むものと解せられたし

尙調査要綱中雇傭労働に付ては「二兼業農家の兼業の種別」の項のみならず「一専業兼業別(五)」をも併せ参照せらるゝに於ては本實疑は自ら解消せらるべし

三問 梅干を製造販賣する目的を以て梅樹園を經營する世帯あり此の農家の農業の種別欄の記入を如何にするや 又自家生産の糞を用ひて繩疋を製造販賣するもの兼業の種別を工業とするや

答 (イ)梅干を製造販賣する目的を以て梅樹園を經營する農家の農業の種別は

管地に於て自己所有の土地あるものに就いては當該農家に對し按分計上せられたる面積を基準とし、此の面積より自己所有地が小なる場合に於ては其の儘其の所有地面積を自作地に計上し按分面積と右自作地との差を小作地に計上す又自己所有地が按分面積より大なる場合には按分計上せられたる面積を凡て自作地面積となし夫以上の自己所有地は之を計上せず

更に自己所有地の存在せざるものは右按分面積を小作地面積として計上し自作地は計上せず

四問 災害に依り耕地の形態は止むるも之が復舊工事に相當の日時を要するもの、如き場合之が面積も耕地として調査し可然哉

答 御見解の通

五問 耕作面積には畦畔を算入するもの、解し差支なきや

答 御見解の通

問 市町村に於て單記式調査票を作成使用

■調査の手續

問 市町村に於て單記式調査票を作成使用

「耕種」にして且此の農家は専業農家とす(ロ)實疑應答集第一輯「専業兼業別」

第六問第七問に依り承知ありたし

四問 農家に於て庭師、藥草採取業等を營むときは如何に取扱ふべきや

答 右の如き農家は兼業農家とし兼業の種別は「其の他」とす

五問 農家の世帯員中郵便集配手をなすものあり兼業の種別如何

答 右は雇傭労働として扱ふべきものとす

六問 蠶種製造業者の取扱如何

答 蠶種製造業者が蠶種製造の爲家蠶を飼育し桑を栽培する場合には農業を従とする兼業農家として取扱ひ其の兼業の種別は「其の他」、農業の種別は蠶蠶とす

■農業の種別

一問 耕種農家にして養狸或は養鶉をも業として營むものは如何に取扱ふべきや

答 狸或は鶉の如きは之を家畜又は家禽と認むべきや否やは多少の疑義あるも農家が之を業として飼育する場合は、

する場合に於ては本省配布に係る調査票用紙は縣に提出するに及ばざるや

答 御見解の通り

便宜之を養畜を營むものとして取扱ふものとす

■耕作面積

一問 岡体と認められざる二、三人の共同耕作地の耕地は各人に分ち各農家の耕作地に合算掲上すべきや

答 御見解の通

二問 共有地の耕地を共有者の一人が耕作する場合自作地とするや、小作地とするや

答 共有地の耕作を共有者の一人が耕作する場合に於ては該耕作者を以て自作兼小作農家となし耕作面積欄は共有持分の比に依りて自作地及小作地の各欄に分記すべし

三問 同一土地に對し甲乙兩人共同耕作又は經營をなす場合兩者を農家とするや若し然りとせば耕地面積の計上方法如何

答 例示の如き場合は甲乙夫々農家として之を調査すべきものとし其の耕作面積は生産高の分配割合の如きものに依り全經營面積を甲乙兩世帯に按分して計上するものとす 而して此の共同經營

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

昭和三十四年四月二十五日	那珂郡小瀬	佐藤 賢吉	(小林 彦介)	佐藤 經雄	(升井 久藏)
大久保 作造	(増 加)	長山 三郎	(石川 慶三郎)	小川 六郎	(佐藤 乙之介)
五月二日	那珂郡藤郷村	大久保 廣	(葛西 信雄)	升井 三郎	(増 設)
四月二十一日	那珂郡芳野村	綿 引 信	(平松 常二)	菊池 喜雄	(石崎 權七)
四月十二日	那珂郡前渡村	綿 引 寅次郎	(金川 金壽)	四月二十八日	東茨城郡石崎村
五月一日	茨城郡南川根村	飯田 弘	(常井 豊)	石崎 賢	(石崎 忠次郎)
安見 廣壽	(鈴木 壽雄)	田口 多満喜	(渡邊 文武)	染谷 道三郎	(佐怒賀新右衛門)
四月十五日	那珂郡石神村	照沼 孝太郎	(照沼 惣之介)	四月二十日	猿島郡生子菅村
長島 勝雄	(佐藤 進)	根本 柳之介	(佐藤 安吉)	板垣 彌一郎	(野口 房藏)
				五月一日	眞壁郡村田村
				新井 甚一	(大和田 惣一)
				五月四日	稻敷郡龍ヶ崎町
				海老原 清助	(酒井 常吉)
				四月二十三日	稻敷郡長戸村
				永井 清壽	(影澤 文平)
				飯塚 正	(飯塚 定吉)



各地統計雑信

東茨城郡支部總會

東茨城郡支部總會は五月九日東茨城郡町村長會事務所樓上に於て開催、縣より小泉屬が出席した、午前十時江橋幹事の開會の辭に引續き、曩に本縣統計協會總裁より表彰せられた下野村農林商工統計調査員人見重一、上中妻村農林商工統計調査員前島勇之介兩氏に對し表彰狀を傳達し、式辭の代讀支部長の祝辭、授賞者代表の答辭ありて式を閉ぢ、次に研究會に移り縣提出事項に付き小泉屬より詳細説明あり、質疑應答を重ね閉會した。出席者は左の通りである。

粉川支部長、江橋幹事、上大野村横須賀助役、下大野村平戸書記、稻荷村江橋書記、大場村飛田書記、酒門村坂場書記、石崎村飛田書記、吉田村皆川書記、綠岡村中村書記、河和田村丸山助役、上中妻

若松村 (菅野書記)
 矢田部村 (長谷川書記)
 波崎町 (石川書記)

鹿島郡支部總會

鹿島郡支部總會は五月四日午前十時半より鹿島町役場に開催、縣統計課より蔀主事補出席、先づ紀元節に表彰された統計功勞者の表彰狀傳達式を舉行、酒井支部長の開辭に次ぎ蔀主事補より諏訪村農林商工統計調査員菅谷精一氏、高松村農林商工統計調査員平山清太郎氏に表彰狀並に記念品を授與し、式辭代讀、酒井支部長の祝辭、受賞者代表の答辭ありて表彰式を終り、引續き研究會に移り縣提出の會議事項に付蔀主事補より詳細説明あり、質疑應答後閉會した、當日の出席者左の如し

- 夏海村 (今泉書記)
- 巴村 (重藤書記)
- 徳宿村 (高崎書記)
- 諏訪村 (酒井助役)
- 鉾田町 (竹内書記)
- 新宮村 (井川調査員)
- 上島村 (中根書記)
- 白鳥村 (菅谷書記)
- 大同村 (大崎書記)
- 中野村 (小澤書記)
- 波野村 (大川書記)
- 豊郷村 (錦織助役)
- 豊津村 (野口書記)
- 鹿島町 (武藤書記)
- 高松村 (木瀧書記)
- 息栖村 (大塚書記)
- 輕野村 (保立助役)

村瀨地書記、上野合村田家書記、白河村那司囃託、橋村林書記、小川町菅井書記、竹原村大貫書記、堅倉村加納書記、川根村道川書記、鯉淵村大島書記、下中妻村鴨志田書記、中妻村大岡書記、渡里村須能書記、石塚町大越書記、西鄉村關谷書記、坪村峰島書記、岩船村富田書記、伊勢畑村茂垣書記、大貫町佐藤書記

久慈郡支部總會

久慈郡支部總會は五月九日、十日の兩日久慈郡自治會館樓上に於て開催され縣より高島屬が出席した。先づ曩に紀元節に協會より表彰せられた金砂村書記會澤孝、賀美村農林商工統計調査員鴨志田子之吉、天下野村農林商工統計調査員大繩村次三氏に對する表彰狀傳達式を舉行し、終つて統計事務研究會を開催し縣提出議案に依り高島屬より詳細説明ありたる後質疑應答を行ひ協會した。

那珂郡支部總會

那珂郡支部總會は五月十一日大宮町

役場樓上に於て開催、縣より吉見風齋席、曩に紀元節に當り協會總裁より表彰せられた大場村農林商工統計調査員小林保之進、小瀬村書記橋本信雄、八里村書記田澤壽の諸氏に對する表彰狀傳達式を舉行、岡崎西部支部長之を傳達し、副會長の式辭、大宮町長代理として倉田助役の祝辭、受賞者代表田澤壽氏の答辭ありて式を閉ぢ、次に研究會に移り縣提出事項につき吉見屬より説明、質疑應答を重ねて閉會した。出席者は左の通りである。

- 西部支部長岡崎方雄、大宮町倉田助役、大賀收入役、瀧田書記、藤田(勝)書記、阿久津書記、藤田(健)書記、高田湊町書記、澤島前渡村書記、照沼佐野村書記、大内村松村書記、根本石神村書記、川又神崎村書記、船橋額田村書記、平野菅谷村書記、海野五葉村書記、菊池柳河村書記、高安國田村書記、茅根戸多村書記、寺内芳野村書記、中崎木崎村書記、小林大場村書記、皆川野口村書記、横山長倉村書記、田澤八里村書記、青木露郷村書記

統計調査員表彰

統計は國策樹立の基礎資料として缺くべからざるものであり、産業統計は農業立國としての我が國に於ける最も重要な役割を演ずるものであるが茨城縣は由來農業縣として稱へられてゐるので之が圓滿なる發達を遂げるべく政策資料としての産業統計は正確無比でなければならぬのである。故に農林統計調査員の使命は重大であるのである。さはいへ正確なる資料を得べく調査員の任務は一面非常に困難であつて普通一般の勞苦を以てしては此の趣旨に添ひ難き狀況であつて、殊に多くの調査員は農耕業に従事する者であつてこの生業の傍ら調査に従事するのであ

那珂郡西部支部會で

統計は國策樹立の基礎資料として缺くべからざるものであり、産業統計は農業立國としての我が國に於ける最も重要な役割を演ずるものであるが茨城縣は由來農業縣として稱へられてゐるので之が圓滿なる發達を遂げるべく政策資料としての産業統計は正確無比でなければならぬのである。故に農林統計調査員の使命は重大であるのである。さはいへ正確なる資料を得べく調査員の任務は一面非常に困難であつて普通一般の勞苦を以てしては此の趣旨に添ひ難き狀況であつて、殊に多くの調査員は農耕業に従事する者であつてこの生業の傍ら調査に従事するのであ

るから此の實状を凝視する時涙なくして感謝の念を堪はし得ないのである。如上の状態であるから遂に農林大臣の選奨があり、縣は相當古くより表彰を實施して居り、縣統計協會の設立せらるゝや事業の一端として矢張り一郡三名内外の表彰を行つてゐるのであるが縣下五千名内外の調査員及び三百八十近くの主任者の内より選奨してゐるのであつて多年の勞苦に酬いらるゝものは九牛の一毛にしか當らないとも謂へるのである。

茲に於て我が那珂郡西部支部に於ては縣の推薦に洩れた優良調査員の表彰を行ふべく豫てより計畫中であつたが多年の懸案が漸く熟して昭和十二年の事業として左の八名の調査員の表彰式が五月十六日大宮町役場樓上に於て縣の吉見屬臨席の下に行はれたのであるこの表彰の榮譽を荷はれた諸氏は勿論同支部に於ける調査員の人々の此の事業の端を開いた趣旨を克く了解せら

れ一意統計事業の爲に精進すべきであり、同時にこの種事業の縣下に益々擴大せられんことを切望して止まぬ次第である。

靜村農林商工統計調査員富山繁雄△上野村全小林朝義△大宮町全和田繁雄△玉川村全寺門行△鹽田村全平野勇介△山方村全木村直平△小瀬村全鈴木猛一△嶺郷村全平山彦一

那珂郡東部統計事務研究会

五月二十一日額田村役場樓上に於て東部統計事務研究会を開催、縣より吉見屬が出席した。午前十時三十分額田村長より開會の挨拶あり次いで吉見屬より縣提出事項につき説明質疑應答を重ね、次いで高田湊書記より提出の研究事項につき夫々説明質疑應答の後午後三時閉會した。出席者は左の通りである。

關額田村長、船橋額田村書記、高田湊町書記、澤島前渡村書記、横須賀中野村書記

小澤川田村書記、照沼佐野村書記、大内村松村書記、根本石神村書記、川又神崎村書記、平野菅谷村書記、海野五雲村書記、菊池柳河村書記、高安國田村書記、茅根戸田村書記、中崎木崎村書記

多賀郡北部統計事務研究会

六月二十五日多賀郡北部統計事務研究会を大津町小學校に於て開催、縣より虎口屬出席し左記事項に就て研究協議を遂げた。

- ▲縣提出事項
 - (一)統計事務の整備刷新に關する件
 - (二)農家調査實施の件
 - (三)夏季調査に關する件其の他
- ▲研究会提出事項
 - (一)農家調査の件(虎口屬説明)
 - (二)統計功勞者表彰規程設定の件
 - (三)麥、黍、粟單價協議の件
 - (四)其の他數項

にして當日の出席者次の如し
宮田高秋町長、沼田全書記、豊田高岡村書記、瀧南中郷村書記、宇佐美華川村書記、長瀬磯原町書記、鈴木大津町助役、二田全書記、水野關本村書記、木瀧平湯町書記、中郡關南村書記、細金松岡町書記

統計調査員異動

(上は新任括弧内は舊)

- 昭和十三年四月二十二日 稻敷郡木原村 泰野新作 (増 尾 彦 造)
- 四月二十一日 稻敷郡柴崎村 岡村 淳 (大崎 重藏)
- 五月三日 鹿島郡諏訪村 石崎 開一 (菅 谷 辰之助)
- 五月十三日 筑波郡葛城村 大久保 集 (富 田 藤三郎)
- 五月四日 筑波郡北條町 大塚 庄一 (中 島 久三郎)
- 五月十日 新治郡七倉村 君 山 豊 (君 山 徳 壽)
- 芝山 茂造 (安 達 忠 平)
- 五月十三日 東茨城郡飯富村 江 幡 信 雄 (根 本 清次郎)
- 弓野 定 (海 野 淺次郎)
- 海野 英二郎 (鈴 木 幸太郎)
- 長谷川 貢 (増 員)
- 綿引 竹松 (全 員)
- 五月六日 那珂郡佐野村

- 權田 安治 (稻 田 龜 吉)
- 五月九日 那珂郡村松村 本多 義夫 (本多 造酒之介)
- 富永 武夫 (川 崎 常之介)
- 大内 介之介 (増 員)
- 清水 房雄 (全 員)
- 豊島 勝一 (全 員)
- 五月十四日 那珂郡上野村 藤田 庄三 (廣 木 彦之介)
- 五月十七日 久慈郡金郷村 黒羽 清治 (川 又 龜 松)
- 五月十八日 猿島郡七重村 倉持 道治 (倉 持 忠 次)
- 倉持 作次 (眞 中 秋一郎)
- 五月十七日 北相馬郡大井澤村 新島 忠 (野 口 長 松)
- 五月二十一日 結城郡總上村 森田 森之助 (増 田 庄三郎)
- 飯村 謙次郎 (江 田 市 郎)
- 四月三十日 多賀郡豊浦町 高津 芳郎 (鈴 木 清)
- 全 員
- 益子 正夫 (益 子 龜 太)
- 五月十一日 久慈郡黒澤村

- 金澤 嘉樂 (丹 治 良 彌)
- 佐藤 信秋 (佐 藤 徳 明)
- 益子 勝 (糸 井 子之太郎)
- 五月十六日 久慈郡小里村 菊池 政太郎 (佐 藤 信 敬)
- 四月十一日 多賀郡日立町 戸 祭 正 (山 内 篤 長)
- 五月三十日 筑波郡上郷村 松本 嘉吉 (光 田 直)
- 五月二十八日 那珂郡勝田村 三川 謙 (川 上 利重郎)
- 平澤 光三 (平 澤 勘 次)
- 金澤 市藏 (金 澤 登一郎)
- 打越 國夫 (前 島 熊太郎)
- 大谷 光雄 (永 井 良 廣)
- 六月一日 那珂郡村松村 廣原 農夫司 (照 沼 利 市)
- 六月四日 筑波郡谷原村 飯塚 武雄 (鹿 島 村 長崎村 併合ニ付新任)
- 色川 市太郎 (全 員)
- 大久保 辰三 (全 員)
- 山中 清吉 (全 員)
- 沼尻 滋 (全 員)

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 大里 德太郎 (全) | 金澤 安吉 (飛田岸壽) | 中山 正雄 (會澤律) |
| 長塚 豊吉 (全) | 全 六月十三日 水戸市 | 全 四月九日 猿島郡岩井町 |
| 中村市 藏 (全) | 高野 與四 (高野常次郎) | 眞中 又有衛門 (岡野甚一郎) |
| 横瀨 利一郎 (全) | 全 六月二十日 東茨城郡堅倉村 | 全 四月二十日 猿島郡幸島村 |
| 小島 正道 (全) | 小林 忠保 (新堀巳之吉) | 生 沼 友由 (關竹次) |
| 豊島 覺一 (全) | 池野上 清作 (永井金六) | 全 四月二十一日 猿島郡八俣村 |
| 古谷 喜一 (全) | 全 四月十日 久慈郡袋田村 | 初 見 德治 (初見佐太郎) |
| 川口 正夫 (全) | 益子 忠次 (深谷昇平) | 全 五月二十三日 猿島郡靜村 |
| 古谷 未知 (全) | 岡村 三四郎 (平山政雄) | 田上 泰一郎 (篠塚茂兵衛) |
| 和泉 庫吉 (全) | 全 四月二十八日 結城郡結城町 | |
| 飯泉 庫吉 (全) | 小林 德次 (小谷野義三) | |
| 全 六月三日 猿島郡七郷村 | 瀧田 新一郎 (坪川久太郎) | |
| 横張 兵一郎 (茂呂白三) | 全 四月十八日 新治郡土浦町 | |
| 全 六月九日 稻敷郡岡田村 | 大塚五郎右衛門 (宮本謙一郎) | |
| 橋本 正雄 (本橋源五) | 全 五月四日 新治郡都和村 | |
| 全 六月八日 行方郡秋津村 | 栗原 保 (山崎準夫) | |
| 郡司 耕一郎 (臨時囃託) | 全 全 日 新治郡瓦會村 | |
| 全 六月十四日 鹿島郡徳宿村 | 小河原 慶四郎 (渡邊英男) | |
| 山口 清雄 (石崎誠幹) | 全 五月三日 新治郡安飾村 | |
| 全 六月十日 那珂郡五峯村 | 貝塚 瀧市 (磯山國太郎) | |
| 石川 勇 (石川龜吉) | 全 四月六日 猿島郡逆井山村 | |
| 木村 精 (坂本昂) | 逆井 精一郎 (野仲靜) | |
| 全 六月七日 那珂郡戸多村 | 和田 義雄 (和田作之助) | |
| | 小林 久太郎 (前澤藤之助) | |

一俵の米

△一俵の玄米は四斗、重量は平均一五貫二百匁(五七キロ瓦)
 △反當り收穫二石とすれば一俵の玄米を得るに必要な耕地は約二畝即ち六十坪である。
 この爲に要する灌漑水は千二百石(反當六千石)
 △一俵の玄米を得るために要する種子(穀)採種量は平均一升(反當り五升播)
 △玄米一俵に對する副産物は藁收量十四貫目、粃殼二貫目
 △一俵十五貫二百匁の玄米を精白すれば白米十三貫六百匁、米糠一貫百二十匁、碎米百七十匁、損耗二百八十匁となる。

縣下一圓を襲つた 未曾有の大水害

調査員各位の奮闘を深謝す

〃
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃

六月二十六日小笠原東方四百軒の洋上にあつた颱風は北西に向け進行し九州地方を襲ふかと思はれたが二十八日朝に至り颱風の中心が分裂し一は紀州沖に、他は南大東島南東洋上に達し是等の中心を貫く不連続線は北東に伸びて房総沿岸を通過し北東の低氣壓に達して其の北側に當る關東南部一帯に降雨が始まつた。茨城縣下もその爲二十八日午前二時から降雨が始まつたのであるが、紀州沖にあつた颱風と南大東島にあつた颱風は二十九日早朝合して猛烈な颱風と化し北々東に進路をとる氣配を示し、之に附随した不連続線は終に北に移動して水戸附近を通過し縣内一帯の降雨は益々猛烈となり、二十九日夜に入り颱風は濱松沖に達したが不連続線は依然水戸附近にあつて豪雨は少しも衰へず水戸測候所の觀測によれば二十八日午前二時から三十日午後一時十五分迄の雨量累計

は四百七十九粒九といふ記録を示し遂に最高記録を作つた。之が爲縣下の利根、渡良瀬、鬼怒、小貝、那珂、久慈を始め其の他の小河川も悉く水量激増し、何れも在來の水位記録を突破して氾濫し、霞ヶ浦、北浦、牛久、千波、澗沼の各湖沼も溢水し、或ひは堤防道路の決潰、破損、橋梁の流失、土砂崩れ等續出し二十九日午前三時には常磐線を始め各私鐵、自動車運輸等は何れも運轉不能となり、警察電話、遞信電話、電信等の通信機關は全く杜絶し、人畜の死傷、家屋の流失破壊、堤防の決潰、耕地の冠水、耕作物の被害等七月七日迄に判明したものは

- (1) 住民 △死者五十七人△負傷者六十四人
- (2) 家屋 △全壞二百三十二棟△半壞四百二十五棟△流失百三十三戸△浸水床上一萬九千九百七十戸、床下一萬七千七

百七十五戸

- (3) 土木關係 △道路一千三十五箇所(百二十八萬四千七百六十九圓) △橋梁二百三十九箇所(二百四萬四千三百八十五圓) △河川六百十七箇所(三百五十五萬六千七百五圓) △港灣六箇所(二萬一千五百圓) △計六百九十一萬七千三百五十九圓(縣費支辨のもののみで市町村費に屬するものも被害莫大の見込)
- (4) 蠶絲關係 △桑園九十三萬圓 △其他十萬七千圓 △計百三萬七千圓
- (5) 水産關係 △一般被害十萬四千八百圓 △土浦及手野養魚場二萬九千八百圓 △計十三萬一千七百圓
- (6) 農林關係 △農作物二千八百五十五萬九千八百七十七圓 △農業倉庫二十五萬六千三百六十四圓 △農機具五萬五千圓 △林業五十九萬圓 △畜産五萬一千五百九十五圓 △農事試験場其他縣施設二萬四千九百四十九圓 △計二千九百五十五萬八千五百七十七圓
- (7) 耕地關係 △縣營農業水利事業二萬圓 △一般耕地整理事業三百七十七萬七千四百九十八圓
- (8) 商工關係 △商業者百五十八萬圓 △工業者六十六萬圓 △計二百二十四萬一千四百五十五圓
- (9) 中等學校 二萬二千九百二十四圓(小學校の被害は調査中)

害調査は縣廳各課が其の擔當する部門につき未だ河川、湖沼の氾濫溢れが舊に復せざる間に取敢えず調査したもので、國費に屬するもの、又は市町村費に關する被害等は省署してあり、之等を包含する災害の正確なる被害に關しては縣統計課が主となり、市町村統計主任、調査員の協力を得て目下調査中で何れ發表を見るであらうが、恐らく縣下水災の損害總額は、前掲のものよりも増加の見込である。今次の災害天聽に達するや畏くも 天皇 皇后兩陛下には罹災民御救恤の思召を以て本縣に對し御内帑金二千圓御下賜の御沙汰あり、入江侍従を御差遣遊ばされて水戸、土浦の災害を視察せしめられ、末次内相は親しく常南の罹災地を視察し縣當局は軍隊の出動を求めて災害應急對策に遺憾なきを期し、更に救護本部を設けて罹災救助に萬全を期する外各市町村でもそれ〴〵應急復舊の對策を講じつゝあるが、災害當時縣下の調査員各位が自家の罹災を顧みず災害調査に全力を注いで奮闘した涙ぐましい活動に對しては只管感激の情禁じ得ないものがある。



▽昭和十一年の縣下郵便事務

東京地方遞信局の發表にかゝる縣下の昭和十一年度に於ける郵便事務統計は左の如くである。

△引受通常郵便物	計	四四、四一九、二二六	人口一人當り	九一六、一五七
普通	計	六八七、八〇七	電報發信通數	五四九、六三九
書留	計	五八、七六一	國內	一一二
價格表記	計	四五、一六五、七九四	國外	五四九、七五一
人口一人當り	計	二八	右料金	三四
△配達通常郵便物	計	六〇、九二七、〇九二	國內	一一一、八二〇、八四〇
普通	計	九一二、二四五	國外	一一一、八二〇、八四〇
書留及價格表記	計	六一、八三九、三三七	電報着信通數	一八二、三五〇、六九
人口一人當り	計	三九	國內	六九三、〇五五
△引受小包郵便物	計	三二九、八二〇	國外	一一一、八二〇、八四〇
普通	計	二七、三一二	電報着信通數	六九三、〇五五
書留	計	一一三、〇〇七	國內	一一一、八二〇、八四〇
價格表記	計	一一三、五二二	國外	一一一、八二〇、八四〇
人口百人當り	計	四八三、六六二	電報加入者數	八、五八〇
△配達小包郵便物	計	三〇	市内通話數	三二一、六三二、四九八
普通	計	六五一、三〇五	市外通話數	二一、八四五、一三七
書留及價格表記	計	二六四、八五二	一日平均(加入區域内)	二四、二七五世帯
			△ラヂオ聽取者	



読者の領分

表彰に感激

行方郡秋津村 飯島 仁

昭和十三年四月十日茨城縣統計協會行方支部長殿より統計事務功績者として表彰に浴し過日本村役場を経て表彰狀並に記念品を賜りました。誠に身にあまり光榮であります。

顧みれば私は統計事務には日尙淺く唯調査員として當然なきねばならぬ事をなし來りしに過ぎません。爾來各種統計調査事務にあたりまして大過なく職責をつくしましたことは皆本村々長、擔當主任の御指導調査員一同の御援助の賜であると深く感謝する次第であります。

昨夏八月廿七日の如きは早朝より農作物被害状況實地調査に従事するや私の留守中自宅には五才の長女が高熱を發し、炎天下に於て午後三時まで調査を行ひ帰宅するや、長女は意識不明瞭となり遂に其の夜に永眠しました事は最大の犠牲でございました。次いで九月五日と十五日には弟二人が充員召集により出征以來種々

等を迎へ吏員説明を與ふ。統計事務を見學し産業狀況を問ひ甘藷栽培の盛況を聴取し開墾の進展を開き晴嵐莊の設置、海岸の風光浴客の雜聞等説明盡くる處を知らず。村長沼沼信忠氏以下吏員に送られて虚空藏尊縣社淨神社に参拜し、車は麥畑を縫ふて一路大洗に向ふ。

東光臺は明治記念館の所在地にして田中光顯翁の建つる處なり明治大帝の尊像其の他宮中の御物多し。護國堂は井上日召師の國事を論ぜる所なり、日蓮上人の御像を安置す。日召参禪の跡を引し磯前神社に参拜す。磯前神社は國幣中社にて社前を下れば海岸なり。風颯々として氣温寒し、雨少しく止みたれども怒濤岸を噛み豪壯の感吾等を襲ひ快言ふべからず。

車は水戸に向ふ、縣に到れば午後三時なり。既に通知せる事なれば統計課は準備を整へ川崎課長の温容を迎へられて共に記念撮影を行ひ、訓示を承はり課員の案内にて廳内を參觀す。一行は屋上展望臺に上りては眼界の大に驚き一行は再び車中の人となり常磐公園、弘文亭等を見る。雨益々大にして土浦其の他を経て午後九時歸村す。百聞は一見に如かず、視察は遊覽に非ず、見ざるは見聞を弘めざる也、則ち知る他山の石を拾ふは如何に庄畦を啓發するの大なるかを。夫れ之の行大雨の中なりと雖も調査員を發奮せしむる豈に僅少ならんや。

X X X X X

村松村視察記

稻敷郡源清田村調査員 鈴木 顯

昭和十三年四月二十五日源清田村統計調査員一行二十一人は主任廣瀬君を團長として縣指定の那珂郡村松村統計事務視察の途に上る。

此の日亂雲去來し山雨來の概あり、團員ボツ／＼集り午前六時バスに乗り込み役場を出發、七時頃牛久村に入らんとす、雨漸く窓を打つ、石岡に入らんとするや沛然たる豪雨は益々大なり。晴間も見せんの豫報は盡く外れて車行遅く行けども、雨と松林とのみ。

本日の終点平湯、磯原は之を放棄し日立製作所海岸工場に車を停止す。雨は愈々大にして視界甚だ狭し、製練所の煙突も見る、一本の傘に身を託して案内に従ひ工場を隈なく見る。豪壯の建築偉大なる重工業六千の職工汗みどろの勞働、誰か驚異の目を見張らざる。

石神村より左折すれば村松村にして役場の小黑板には源清田村視察團一行來るの記入あり。刺を通じて役場樓上に入る。役場は湖水に面し小學校に隣し老松低く垂れ風光佳也。雄偉の村長は吾

日記の一節より

鹿島郡上島村調査員 石津 幸助

昭和十三年四月十七日(日曜日)
幾日か待たれし四月十七日統計優良町村視察日朝薄ら曇りて氣遣はれし天候午前八時頃よりは快晴となりて絶好の視察日和

豫定コース
出發午前六時那珂郡那佐野村を視察し遠く袋田矢祭の景を賞せんとす

一行十一名二臺の自動車に分乗して一路北に向つて超スピードにて途中縣廳統計課に敬意を表し佐野村着午前九時二十分役場前に下車す。二階建の堂々たるもの、案内せらる、儘に二階會議室に至る。壁間に掲げらる、幾多の統計圖表、人口より各種生産の狀態營業者の位置各戸の收入狀態一目して佐野村の全貌を知るを得、實に敬服の至りなり。一行と行を共にしたる上島村農會專任技術員富田技手の如きはこれは克い表だ、我上島の役場にも掲出なしたる方宜しいとの熱心さには嬉しい。

統計主任照沼常次郎氏より統計資料を拜見、重要農産物生産表等の説明を拜聽す其の間茶菓の饗應を受く。

流石は統計模範村聴くもの視るもの皆吾々調査員の好参考たり滯納のなき村農業に恵まれたる村實に羨望の的たり、時の過ぐるに及び懇切なる御指導の勞を謝し車中の人となる。十時四十分瓜

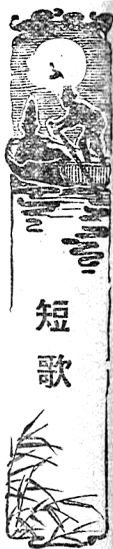
連大宮を経て大子町にて晝食。
久慈川畔を走る水郡線河床高く鐵橋を架し陸道を穿ち實に大難
工事を想はるゝ吾々等の如き平坦地に住居なす者山岳地帯に入り
削るが如き絶壁上に巍然たる松溪流に垂れ下りて咲く草花實に仙
境に入りし心地せり。

午後二時過ぎ矢祭山着下車櫻花園として咲き亂れ全山人を以
て埋る許りなり、矢祭山公園第七回目の觀櫻會なる由樹齡三十
年餘ならん、大部分傾斜面に植られ樹間を逍遙する老幼男女醉眼
朦朧として歌ふあり喧嘩あり、巡査も笑ふて遠見なす所正に花見
氣分なり、酒なくて何の已れが櫻かなの古歌の如く

矢祭山は關東の瑯馬溪と稱すとか川の流れ岩石の妙姿奇巖拙筆
の克く表するに難く只々感歎の聲のみ、全山躑躅多く花盛りの壯
觀さこそならん、矢祭山を辭して袋田に引返して袋田の瀧に至る
奇岩怪石流の内に点在す、流の左側瀧見通路に仍りて上下なしつ
ゝ瀧前に至る、山間に宛ら布を垂るゝが如く三折して飛下する狀
瀑音轟き飛沫爲めに衣を潤ふす、尙上りて瀧見不動前に至り參拜
す、觀賞稍久ふす、然れども上より見下すより瀧壺前より見上る
方遙に雄大の感を深くす、瀧前にて記念撮影をなし六時近くなり
たるを以て車中に納まり水戸着七時夕食を共になし九時迄大水戸
の夜景を満喫して歸路に就く。一日を尤有意義に過し吾家に着き
しは十時二十分、旅装を解き旅行談に花を咲かせて寝に就く。

寄贈圖書

雨量報告自昭和六年至昭和十年	中央氣象臺
統計 六月號	千葉縣統計協會
釜山府縣勢要覽	釜山府
第四十六回岐阜縣統計書	岐阜縣
熊本縣第五十六回統計書	熊本縣
昭和十一年千葉縣統計書	千葉縣
兵庫統計第八十六號	兵庫縣統計協會
統計集誌第六百八十四號	東京統計協會
統計時報第六號	秋田縣統計協會
昭和十一年京都府統計書	京都府
第一、二、三、四、五編	
昭和十一年沖繩縣統計書	沖繩縣
第一、二、三、四編	
京都市第二十八回統計書	京都市役所



短歌

『初夏』 『梅雨』 丹 四 郎 選

新治郡藤澤村 愛村 耕 夫
ふりつづく梅雨にこもりて病む母は吾子の歸省の日を待ち侘
びぬ

梅雨晴れて俄に暑しこごみつゝ陸稻の畑に草とり居れば
さはやかに若葉の風は薫るなり木がぐれに鳴く三光の聲
陸なべて青葉しにけり吹く風もさやに亘りて霧ふ梅雨かも
板屋根に青梅落ちし音軽く今朝は晴れたり初夏の風
梅雨ばれの日照りはげしく紫蘇の葉のむらさきいよよ深まり
にけり

梅雨入のしるしばかりに降りすぎて夕映雲は庭そめにけり
召され征く壯丁かも乗るらしいま通る列車の窓に日の丸の見
ゆ

稲敷郡生板村 關野 貴

行方郡武田村 堀 草 風

人力の術はなかりし大出水昨日の青田の跡かたもなし
刻々と住店に増せる水の嵩五體の強き處へおぼゆる

水戸市袴塚町 大 高 靜 香

初夏の夜更けの冷えにふと覺めて風邪ひかせそと子をのぞき
けり

行方郡大和村 六 統 生

田植終へて雨のひと目をくつろぎて新聞讀めば眠氣さし來ぬ
ことごとく明け放したる教室の窓にすがしき梅雨晴れの風

稲敷郡生板村 關野 幽 村

しめやかに雨の音するこの朝は骨休みせむと朝寝せしかも

筑波郡吉沼村 木 本 茂 一

盲腸の手術癒えたる退院の今日吹く風は初夏の風

行方郡延方村 黒 澤 惠 三 郎

初夏の彼方の岸をちら／＼と螢とぶなり夕となれば

次回課題

『洪水』 『雜詠』 十首以内



俳句

前田 猶 春選

題『夏季雜』

○ 稻敷郡舟島村 時原良三
 夕立の過ぎたる湖に舟一つ
 行方郡延方村 黒須一雅
 ○ 釣人や岸の菖蒲へつなぐ舟
 水戸市袴塚町 大高静香
 ○ 菅笠のならぶ銃後の田植かな
 那珂郡玉川村 鯉沼秀峰
 ○ つはものに召されし兄を思ふ夏
 筑波郡吉沼村 木本茂一
 ○ 水鏡砲板塀高く越えにけり
 稻敷郡岡田村 諸岡寒月
 ○ 陸稻の出来を見ながら野風呂かな
 猿島郡逆井山村 中山海舟
 ○ 涼しさよ沈む陽の色 虹の色
 鹿島郡豊郷村 石津調六郎
 ○ 雨幾日紫陽花の色あせにけり
 行方郡武田村 埴草風
 馬匹徴發



柳川

山中 緋 郎選

『雜詠』

西茨城郡西山内村 森 祿山
 嫁が来て田植の中の美しさ
 鹿島郡豊郷村 石津 調六郎
 宴會は男ばかりへ物足らず
 久慈郡大子町 宮川 一郎
 草刈のうまがつて飲む貫ひ水
 筑波郡吉沼村 木本 一葉
 二通話になる電話口ちとあわて
 那珂郡隣郷村 青柳 春男
 また自慢話しに更ける涼み臺
 行方郡大和村 内田 六統生
 戦況のラヂオへ何時か力瘤
 行方郡大和村 横山 五郎
 酔醒めの水へ氣まづい母が居る
 水戸市 大高 静香
 出世した友の便りの遠ざかり

次號課題『雜詠』

宛名 茨城縣廳内統計協會
 締切 九月一日

賣る馬に惜しむ別れや梅雨のみち
 ○ 稻敷郡君原村 小松澤 霞翠
 開け放つ寮の二階や青嵐
 ○ 行方郡大和村 内田 六統生
 鶯晴れの洋々たる沖へ泳ぎけり
 ○ 同 同 人
 いさゝかの風を鹿の子愉れけり
 ○ 同 同 人

秀逸
 (賞) 新治郡土浦町役場 内田 櫻川子
 葉櫻の雨に灯せし茶亭かな
 ○ 同 同 人
 明易き須摩の旅籠をかしまだち
 ○ 同 同 人
 撫子や蛇籠に残る水の泡
 ○ 同 同 人

……【俳句募集】……

次の課題 『夏季雜詠』 一人十句まで

締切 昭和十三年九月十日厳守

北支の面積と人口

皇軍が多額の犠牲を拂ひ治安を恢復しつゝある北支の面積と人口は

河北省	一〇、五五方軒	三、三三〇千人	一方軒人口 三三三人
山東省	一五、七二二	三、五五〇	一九七人
山西省	一六、八八〇	三、三三六	六八八人
察哈爾省	一六、八二五	一、九七〇	八五七人
綏遠省	一〇、九四三	二、三三三	七七七人
計	一、〇八、九四三	六、三三六	七

で面積は滿洲國の約八割、我國内地の約三倍、人口は滿洲國の二倍半、我内地より一千万人多い、又人口密度は河北、山東省は我國内地の一方軒當り一八一人に比し甚だ高いが、察哈爾、綏遠の兩省は山岳と沙漠地帯が多い爲人口は甚だ稀薄である。

又之等人口の約八割は農業に従事して居り河北、山東は支那の第一、第二の農産地と謂はれ、耕地面積千九百二萬ヘクタール、農業世帯一當り耕地は一ヘクタール半となつて居り、此等地帯は所謂黄土沖積層で地味肥沃で古くより殆ど肥料を施すことなく耕作に利用されて居る。

茨城統計と

広告の効果

『茨城統計』は縣下三百七十八ヶ市町村及び各市町村の統計調査員約四千名は勿論縣下各種団体、會社工場等に配付し、中央各省、道府縣へも漏れなく配付するものにて廣告の効果偉大なるものがあると信じます。

◆本誌の廣告料金は左の通りです

- 特別(一頁(表紙表裏)) 金拾五圓
 - (半頁(同)) 金八圓
 - 普通(一頁) 金四圓
 - (半頁) 金貳圓
 - (四分ノ一) 金貳圓
- ▼同一廣告を引續き二回以上のときは、一割五分、五回以上のときは二割の割引をします。
- ▼廣告に寫眞挿入又は木版を要するものは其の費用を別に申受けます
- ▼廣告料は前納に願ひます。

茨城縣廳内

茨城縣統計協會

編輯後記

編輯を終らうとする時縣統計協會長今松治郎氏は北支へ轉出する事になり、久保田峻氏が縣總務部長として來任されたので會則により縣統計協會長に新任される事になりました。従つて當然本誌には久保田會長の挨拶や寫眞を掲載して會員各位に御紹介しなければならぬのですが時恰も縣下一帯を襲つた水害の爲久保田氏の來任が遅れたり、引續いて總務部長會議などの都合で其の事が出来なかつたのは遺憾至極であり申譯ない次第である。次號には長非實現したいと思つて居る。

過般の水害は兎に角稀有の事であり、それだけ被害も大きく各町村とも相當の打撃を蒙つた事とお察しする。思はぬ時思はぬ災厄があるものだ。併し之も銃後國民への一大試練だと思へば禍を轉じて福となす道も自ら開けるであらう。町村統計主任や調査員各位は斯ういふ時にこそ或る種の推進

力となつて、或ひは指導に、又は督勵に當られんことを祈つて止まない。

水害後の階層には色々な疫病などが流行するのは昔から變りがない。水害後の統計調査は殊に六ヶ敷い問題も伴ふであらう。悪い條件のもとでそれだけ活動をしなければならぬとなれば自然無理が生ずる。此の際特に各位の御自愛を祈る次第である。

—加藤敬愛—

昭和十三年七月十三日印刷
昭和十三年七月十五日發行

(隔月一回十五日發行)

一部金十錢

水戸市北三ノ丸茨城縣廳

發行兼編輯人 川崎末吉

水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

印刷所 柴印刷所

水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

印刷所 柴印刷所

水戸市北三ノ丸 茨城縣廳内

發行所 茨城縣統計協會

水戸市北三ノ丸 茨城縣廳内